

国会公契第 27 号  
国技電第 75 号  
国北予第 20 号  
令和 6 年 2 月 16 日

各地方整備局 総務部長 殿  
企画部長 殿  
北海道開発局 事業振興部長 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省  
大臣官房会計課長  
参官(イノベーション)  
北海道局予算課長  
(公 印 省 略)

「令和 6 年 3 月 1 日から適用する電気通信関係技術者等単価（基準日額）について」の運用に係る特例措置について

「令和 6 年 3 月 1 日から適用する電気通信関係技術者等単価（基準日額）について」（令和 6 年 2 月 16 日付け国技電第 70 号）により令和 6 年 3 月から適用する基準日額（以下「新基準日額」という。）が決定され、「令和 5 年 3 月 1 日から適用する電気通信関係技術者等単価（基準日額）について」（令和 5 年 2 月 14 日付け国技電第 56 号）により令和 5 年 3 月から適用した基準日額（以下「旧基準日額」という。）に比べて、全職種単純平均で 5.4 パーセント上昇したところである。

これに伴い、基準日額等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

## 記

### 第一 措置の概要

新基準日額の決定に伴い、第二に定める工事又は第三に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和 45 年 12 月 10 日付け建設省厚第 50 号）第 3 各号に定める業務をいう。以下同じ。）の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第

25 号)別冊工事請負契約書第 62 条の規定に基づく請負代金額の変更の協議又は「土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成 7 年 6 月 30 日付け建設省厚契発第 26 号)別冊土木設計業務等委託契約書第 58 条、「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成 10 年 10 月 1 日付け建設省厚契発第 37 号)別冊建築設計業務委託契約書第 63 条、「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成 13 年 2 月 15 日付け国官地第 3-2 号)別冊建築工事監理業務委託契約書第 50 条若しくは「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成 24 年 1 月 10 日付け国地契第 64 号、国北予第 28 号)別冊発注者支援業務委託契約書第 51 条の規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

## 第二 具体的な取扱い(工事)

- (1) 令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、予定価格の積算に当たって旧基準日額を適用したものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の請負代金額} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$  : 新基準日額及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

$k$  : 当初契約時点の落札率

- (2) 令和 6 年 2 月 29 日以前に契約を締結した工事のうち、同年 3 月 1 日において工期の始期が到来していないものについては、「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の運用について」(平成 26 年 1 月 30 日付け国地契第 57 号、国官技第 253 号、国営管第 393 号、国営計第 107 号、国港総第 471 号、国港技第 97 号、国空予管第 491 号、国空安保第 711 号、国空交企第 523 号、国北予第 36 号)記 1. (1)及び 2. から 8. まで(4. (3)を除く。)の規定を準用するものとする。

## 第三 具体的な取扱い(建設コンサルタント業務等)

令和 6 年 3 月 1 日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、旧基準日額を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 $k$ 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新基準日額及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

$k$ ：当初契約の落札率

#### 第四 その他

落札者決定通知後の工事及び建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。また、契約締結後の工事にあつては、受注者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明するものとする。